別表第一（第四条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	十四
専門基礎分野	人体の構造及び機能 臨床工学に必要な医学的基礎 臨床工学に必要な理工学的基礎 臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	六 九 十六 七
専門分野	医用生体工学 医用機器学及び臨床支援技術 生体機能代行技術学 医療安全管理学 関連臨床医学 臨床実習	七 十 十二 六 七 七
合計		百一

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習七単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十八単位以上及び専門分野四十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　医用生体工学、医用機器学及び臨床支援技術、生体機能代行技術学並びに医療安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。

五　臨床実習の単位数には、血液浄化療法に関する実習の一単位、呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習の二単位並びに治療機器に関する実習及び医療機器管理業務に関する実習の二単位を含むものとする。

六　呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習においては、必ず集中治療室及び手術室における実習を含むものとする。

七　循環器に関する実習においては、必ず人工心肺装置を用いた実習を含むものとする。

八　臨床実習を実施する前に、臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。

九　臨床実習を実施した後に、臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。

十　別表第三の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させるものとする。

別表第一（第四条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 （新設）	十四
専門基礎分野	人体の構造及び機能 臨床工学に必要な医学的基礎 臨床工学に必要な理工学的基礎 臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	六 八 十六 七
専門分野	医用生体工学 医用機器学 生体機能代行技術学 医療安全管理学 関連臨床医学 臨床実習	七 八 十二 五 六 四
合計		九十三

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野三十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　医用生体工学、医用機器学、生体機能代行技術学及び医用安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。

五　臨床実習の単位数には、血液浄化装置実習の一単位、集中治療室実習及び手術室実習の一単位並びに医療機器管理業務実習の一単位を含むものとする。

六　集中治療室実習においては、必ず人工呼吸器実習を行うものとする。（新設）

七　手術室実習においては、必ず人工心肺装置実習を行うものとする。（新設）